

公益財団法人福岡市中小企業従業員福祉協会  
事業に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人福岡市中小企業従業員福祉協会(以下「協会」という。)定款第4条に定める、協会の事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(余暇活動に関する事業)

第2条 会員及び家族の余暇活動に資するため、次の事業を行う。

(1) スポーツ文化事業

会員及びその家族との親睦交流や健康増進を支援するため、各種スポーツ大会やレクリエーション企画等を実施する。

(2) 宿泊利用補助事業

会員及びその家族との充実した時間の確保や余暇活動を支援するため、旅行補助等を実施する。

(3) 借上保養施設事業

会員及びその家族との充実した時間の確保や余暇活動を支援するため、保養施設等を借上げ、低廉な価格で会員に提供する。

(健康管理に関する事業)

第3条 会員及び家族の健康管理に資するため、次の事業を行う。

(1) 会員の定期健康診断受診料の一部を助成する。

(2) 会員及び家族の健康維持増進を支援するため、スポーツクラブの利用を助成する。

(研修に関する事業)

第4条 会員及び家族の研修に資するため、次の事業を行う。

(1) 会員及び家族の生涯学習や自己啓発を促進するため、講座等の受講料の一部を助成する

(2) 会員及び家族の文化教養の向上や学習活動を支援するため、カルチャースクールの受講料の一部を助成する

(福利厚生事業に関する情報提供事業)

第5条 会員及び家族の福利厚生に関する情報を提供するため、次の事業を行う。

(1) ガイドブックの発行及び送付

- (2) 協会パンフレットの製作及び配布
- (3) 情報誌の発行及び送付
- (4) ホームページの運営

(公益目的事業の推進に資する事業)

第6条 第2条から第5条までの公益目的事業の推進に資するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の慶弔給付に関する事業
- (2) 中小企業に働く勤労者の福祉の向上と中小企業の振興及び協会の安定した経営基盤を構築するため、未加入事業所の加入促進に関する事業

(慶弔給付金に関する事業)

第7条 会員の慶弔時にあたり、当該会員に対し、現金又は物品による給付を行う。その内容は、別表に定める。

2 給付事業の受給権は、1年間これを行わないとき消滅するものとする。

なお、消滅時効は事実の発生した日または請求事由が発生した日から起算し、起算日の1年後の応答日の前日をもって満了したものとする。

(事業の受益制限)

第8条 理事長は、会員が会費を滞納している場合には、会費を完納するまでの間、事業の受益を制限することができる。

(改正)

第9条 この規程の改正は、理事会の議決により行うものとする。

(補足)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この規程は、公益財団法人福岡市中小企業従業員福祉協会の設立の登記の日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表 給付事業

項 目	条 件	金 額	備 考
成 人 祝 金		5,000円	会員が満20歳に達したとき
結 婚 祝 金	初 婚	20,000円	会員が結婚したとき
	再 婚	10,000円	
出 産 祝 金		10,000円	会員又は配偶者が子女を出産したとき
入 学 祝 金		10,000円	会員の子が小・中学校に入学するとき
義務教育修了祝金		5,000円	会員に子女が義務教育を修了したとき
結 婚 記 念 品	銀 婚	10,000円 <sup>相当の品</sup>	会員が結婚して満25年及び満50年に達したとき
	金 婚	20,000円 <sup>相当の品</sup>	
永年会員ほう賞 記 念 品	会員年数満10年	11,000円 <sup>相当の品</sup>	会員がそれぞれの年数に達したとき
	〃 20年	14,000円〃	
	〃 30年	25,000円〃	
傷 病 見 舞 金	30～90日未満 90日以上	10,000円	会員が傷病により欠勤したとき (1年1回限り)
		20,000円	
災 害 見 舞 金		5,000円 ) 50,000円	災害・水害などにより、居住家屋に著しい損害を受けたとき (公共団体の災害救済があったときは、減額することがある)
死 亡 弔 慰 金	会 員 配 偶 者 1 親 等 の 血 族	50,000円	会員又は配偶者若しくは1親等の血族が死亡したとき
		30,000円	
		10,000円	